

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市畠山字馬場一八三三番地先から 深谷市畠山字馬場一八五三番三地先まで		区 間
一一・〇〇〇〇〇〇 一一・〇〇〇〇	七・八七〇八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四二・六三		延長 (メートル)
		備 考